

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けている事業者の皆様へ ～政策金融の取組の御案内～ 【第八版】

- このパンフレットでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の資金繰り等に困難を抱える事業者の皆様へ、政策金融における資金繰り支援策の内容を御案内しています。
- 政策金融の資金繰り支援策については、株式会社日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症特別貸付制度等を創設しております。
- 詳しくは次ページ以降を御覧ください。

財務省

Ministry of Finance, JAPAN

最新情報は、右の
二次元コード又は
下記の検索からご
確認ください。



財務省 コロナ 事業者

目次

● 日本公庫 ■ 民間金融機関
● 沖縄公庫

I 概要

資金繰り支援の主な概要..... 1

II 資金繰り支援(政策金融)

● ● 新型コロナウイルス感染症特別貸付※..... 2

※マル経融資(小規模事業者経営改善資金)及び衛経(生活衛生改善貸付)を含む。

● ● 日本公庫等や民間金融機関による既往債務の条件変更..... 5

● ● 新型コロナ対策資本金劣後ローン..... 7

● ● 日本公庫等による設備資金貸付利率特例制度..... 8

● ● 衛生環境激変対策特別貸付..... 9

● ● セーフティネット貸付【公庫】(生活衛生、農林漁業含む)..... 10

目次

- 日本公庫 ■ 民間金融機関
● 沖縄公庫

Ⅱ 資金繰り支援(政策金融)

- セーフティネット保証【信用保証】 13
- ● 特別相談窓口(ご連絡先) 14
- (参考1) コロナ借換保証 16
- (参考2) 経営改善サポート保証(感染症対応型) 17

令和6年2月時点のお知らせ

資金繰り支援の主な概要

該当
ページ

新型コロナウイルス感染症特別貸付

【中小事業】上限6億円
【国民事業】（生活衛生含む）上限8千万円
〔マル経融資及び衛経〕上限3千万円

P2

資本性劣後ローン

【中小事業】限度額15億円
【国民事業】限度額7.2千万円

P7

設備資金貸付利率特例制度

各貸付制度に定める限度額
【中小事業】7.2億円【国民事業】7.2千万円等

P8

衛生環境激変対策特別貸付

【旅館業向け】上限3千万円
【飲食店営業及び喫茶店営業向け】上限1千万円

P9

セーフティネット貸付（生活衛生、農林漁業含む）

【中小企業】7.2億円【国民事業】4.8千万円【生活衛生】5.7千万円
【農林漁業】1.2千万円or年間経営費の12/12相当額又は粗収益の12/12相当額のいずれか低い額

P10

セーフティネット保証【信用保証】

【4号】上限2.8億円
【5号】上限2.8億円

P13

政府系
金融機関

民間
金融機関

新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

日本公庫

沖縄公庫

<p>ご利用いただける方</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方</p> <p>（１）最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高が前 6 年のいずれかの年の同期と比較して 5 %以上減少している方又はこれと同様の状況にある方（注 1）等</p> <p>（２）債務負担が重くなっている方（債務償還年数が 1 3 年以上となる方）</p>		
<p>お使いみち</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金</p>		
<p>融資限度額</p>	<p>国民生活事業</p>	<p>8,000 万円</p>	
	<p>中小企業事業</p>	<p>6 億円</p>	
<p>ご返済期間 (うち据置期間)</p>	<p>設備資金 20 年以内（5 年以内） 運転資金 20 年以内（5 年以内）</p>		
<p>利率（年） (注 2)</p>	<p>国民生活事業</p>	<p>6,000 万円以内の部分</p>	<p>当初 3 年間：基準利率 - 0.5% 3 年経過後：基準利率</p>
		<p>6,000 万円を超える部分</p>	<p>基準利率</p>
	<p>中小企業事業</p>	<p>4 億円以内の部分</p>	<p>当初 3 年間：基準利率 - 0.5% 3 年経過後：基準利率</p>
		<p>4 億円を超える部分</p>	<p>基準利率</p>
<p>担保</p>	<p>無担保</p>		

(注 1) 業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等は、最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高（業歴 6 ヶ月未満の場合は、開業から最近 1 ヶ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して 5 %以上減少している方

① 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む）の平均売上高 ② 令和元年 12 月の売上高 ③ 令和元年 10 月から 12 月の平均売上高

(注 2) 基準利率は、日本政策金融公庫国民生活事業は 1.20%、中小事業は 1.20% です。

(令和 6 年 2 月 1 日時点、貸付期間 5 年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律)

沖縄振興開発金融公庫の貸付利率は、沖縄振興開発金融公庫 HP をご覧ください。

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
衛経融資（生活衛生改善貸付）の拡充の概要（国民生活事業）

日本公庫
沖繩公庫

	通常部分	拡充部分
ご利用いただける方	<p>【マル経融資（小規模事業者経営改善資金）】 商工会議所、商工会、又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方</p> <p>【衛経融資（生活衛生改善貸付）】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方</p>	<p>左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方</p> <p>（１）最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高が前 6 年のいずれかの年の同期と比較して 5 % 以上減少している方又はこれと同様の状況にある方（注 1）等</p> <p>（２）債務負担が重くなっている方（債務償還年数が 1 3 年以上となる方）</p>
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金	
融資限度額	2,000 万円	1,000 万円
ご返済期間（うち据置期間）	設備資金 10 年以内（2 年以内） 運転資金 7 年以内（1 年以内）	設備資金 20 年以内（5 年以内） 運転資金 20 年以内（5 年以内）
利率（年）	特別利率 F（注 2）	当初 3 年間： 特別利率 F - 0.5% 3 年経過後：特別利率 F

（注 1）前 5 年の全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近 1 ヶ月間の売上高又は過去 6 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して 5% 以上減少していること

- ① 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含む。）の平均売上高
- ② 令和元年 12 月の売上高
- ③ 令和元年 10 月～12 月の平均売上高

（注 2）特別利率 F は、1.20% です。（令和 6 年 2 月 1 日時点）
 沖縄振興開発金融公庫の貸付利率は、沖縄振興開発金融公庫 HP をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症特別貸付 ～提出書類等～

1.日本公庫 国民生活事業 提出書類

- ▶ 右の二次元コードから、国民生活事業への申込に必要な書類をご確認いただけます。



2.日本公庫 国民生活事業（生活衛生関係） 提出書類

- ▶ 右の二次元コードから、国民生活事業のうち、生活衛生関係での申込に必要な書類をご確認いただけます。



3.日本公庫 中小企業事業 提出書類

- ▶ 右の二次元コードから、中小企業事業への申込に必要な書類をご確認いただけます。



4.沖縄公庫 新型コロナウイルス感染症関連HP

- ▶ 新型コロナウイルス感染症関係について全体的な内容（沖縄公庫）及び申込に必要な書類は、右の二次元コードからご確認いただけます。



日本公庫 農林水産事業

- ▶ 新型コロナウイルス感染症特別貸付ではございませんが、農林水産事業への申込に必要な書類は、右の二次元コードからご確認いただけます。



日本公庫 新型コロナウイルス感染症関連HP

- ▶ 新型コロナウイルス感染症関係について全体的な内容（日本公庫）は、下記の二次元コードからご確認いただけます。



日本公庫等や民間金融機関による 既往債務の条件変更

既往債務の条件変更とは？

借入金の返済金額や返済方法等の条件について、事業者の方の業況に合わせて当初契約から変更（リスケジュール）することをいいます。

具体的には、コロナ前の既往債務や、コロナ禍における実質無利子・無担保融資等について、次のような形で、借入金を増やすことなく、手元の資金繰りを緩和することができます。

- ・月々の返済を当面の間猶予
- ・月々の返済金額の減額や返済期限の延長

【手続きの流れ】

返済金額や返済方法等の見直しを希望される場合は、借入をしている政府系金融機関や各民間金融機関にご相談ください。

※政府系金融機関においては、条件変更時に、経営改善計画書や資金繰り表等の提出を省略することも可能ですので、各機関にご相談ください。

また、条件変更に際して、複数の金融機関との調整が必要な場合等には、中小企業活性化協議会にご相談ください。同協議会の連絡先については、以下のHPをご覧ください。

(https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/16)

【各金融機関への要請等】

民間金融機関や政府系金融機関に対しては、既往債務の返済猶予などの条件変更について、最大限柔軟に対応すること等について累次にわたって要請を行い、各金融機関では条件変更に対応しています。

政府系金融機関における 貸付条件の変更等の状況について

令和2年3月6日の財務大臣兼金融担当大臣談話において、既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること、この取組状況を報告することを要請しております。

この要請に伴う、政府系金融機関における貸付条件の変更等の状況については、下記の通りです。

(令和2年3月10日から令和5年12月末までの実績)

【債務者が中小企業者である場合】

(単位：件)

	実績
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 (A)	497,745
うち実行に係る貸付債権の数 (B)	479,227
うち謝絶に係る貸付債権の数 (C)	1,103
うち審査中の貸付債権の数 (D)	8,971
うち取下げに係る貸付債権の数 (E)	8,444
実行率 (B) / [(B) + (C)]	99.77%

※ 1 計数は、日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業、農林水産事業）、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行の合計値。代理貸付は含まない。

※ 2 件数は、貸付債権ベース。

※ 3 「うち審査中の貸付債権の数」には、条件変更を承諾する旨の判断決定後、契約手続きが未了の債権が含まれる。

新型コロナ対策資本金劣後ローン ～中小企業向け資本金資金供給～

日本公庫
沖繩公庫

融資対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <p>① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者</p> <p>② 中小企業活性化協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者</p> <p>③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築（※1）されている事業者（※2）</p> <p>（※1）原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること （※2）民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象</p>													
融資限度額	<p>【中小事業】1社あたり15億円</p> <p>【国民事業】1社あたり7,200万円</p>													
融資期間	<p>5年1か月・7年・10年・15年・20年（期限一括償還）</p> <p>※5年を超えれば、手数料ゼロで期限前弁済可能</p>													
貸付利率	<p>融資後当初3年間は一律0.5%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合</th> <th colspan="3">4年目以降黒字の場合</th> </tr> <tr> <th>5年1か月・ 7年・10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.50%</td> <td>2.60%</td> <td>2.70%</td> <td>2.95%</td> </tr> </tbody> </table>			当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合	4年目以降黒字の場合			5年1か月・ 7年・10年	15年	20年	0.50%	2.60%	2.70%	2.95%
当初3年間及び 4年目以降 赤字の場合	4年目以降黒字の場合													
	5年1か月・ 7年・10年	15年	20年											
0.50%	2.60%	2.70%	2.95%											
担保・保証人	<p>無担保・無保証人</p>													
資本金の扱い	<p>金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能</p> <p>※償還期限の5年前までは残高の100%を資本とみなすことが可能（5年未満からは1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少）</p>													
その他	<p>本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後</p>													

日本公庫等による 設備資金貸付利率特例制度

新事業・ビジネスモデルの転換、DX等の設備投資意欲を喚起するために、生産性向上に資する設備投資の適用利率について、通常の適用利率（基準又は特別利率①～③等）から、当初2年間さらに▲0.5%金利を引き下げます。

【貸付対象】

日本政策金融公庫等の各貸付制度（※1）に該当する場合で、5年間で2%以上の付加価値額（※2）の向上が見込まれる設備投資を実施する事業者の方

（※1）災害関連やコロナ関連貸付、海外展開、資本性劣後ローン等は除く

（※2）営業利益、人件費及び減価償却費の合計額

【適用利率】

貸付後2年間、適用した貸付制度の貸付利率-0.5%

【貸付限度額】

各貸付制度に定める限度額

（中小事業7.2億円、国民事業7.2千万円等）

※ 別途東日本大震災からの再建復興を図るため、被災地域で雇用の維持または雇用の拡大が見込まれる設備投資を実施する事業者を対象にした特例制度もあります。

詳しくは、各機関の支店窓口までお問い合わせください。

衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業及び沖縄振興開発金融公庫の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】

 運転資金

【融資限度額】1,000万円（旅館業は3,000万円）

【金利】

基準金利

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の「組合員」の方については、基準金利－0.9%

※貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】15年以内（うち据置期間3年以内）

～すでに衛生環境激変対策特別貸付をご利用頂いている方へ～

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

新型コロナウイルス感染症特別貸付の詳細は2ページ参照

詳しくは日本政策金融公庫国民生活事業本部又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

セーフティネット貸付

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利（一定の要件を満たす場合は、基準金利－0.4%）
※貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和2年2月14日より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、**今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象**になっています。

～すでにセーフティネット貸付をご利用頂いている方へ～

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

新型コロナ
ウイルス
感染症
特別貸付
の詳細は
2ページ
参照

詳しくは日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

セーフティネット貸付 (生活衛生セーフティネット貸付)

日本公庫

沖縄公庫

生活衛生セーフティネット貸付とは？

前ページのセーフティネット貸付と、原則的な適用条件は同じであるが、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の「組合員」の方を対象とした融資制度。

【資金の使いみち】運転資金

【融資限度額】5,700万円

【貸付期間】8年以内

【据置期間】3年以内

【金利】基準金利（一定の要件を満たす場合は、基準金利－0.4%）
※貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

令和2年2月14日より、生活衛生セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になっています。

～すでに生活衛生セーフティネット貸付をご利用頂いている方へ～

新型コロナ
ウイルス
感染症
特別貸付
の詳細は
2ページ
参照

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

詳しくは日本政策金融公庫国民生活事業本部又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

セーフティネット貸付 (農林漁業セーフティネット資金)

農林漁業セーフティネット資金とは？

農林漁業経営の意欲と能力を有しながらも、災害や経営環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者を対象とした融資制度。

【資金の使いみち】

新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある場合における、経営の維持安定に必要な資金

【融資限度額】

下記のうちいずれか

- ① 1,200万円
- ② 年間経営費の12/12に相当する額又は粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額※

※ 簿記記帳の要件があります。

詳しくは、日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【貸付期間】

15年以内

【据置期間】

3年以内

【金利】

貸付当初 5 年間の実質無利子化

【担保】

実質無担保

セーフティネット保証【信用保証】 (セーフティネット保証4号・5号)

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※ 売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※ 売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：令和2年3月2日に全都道府県が対象指定されました。
- ◆ SN 5号：四半期毎に業況の悪化している業種を指定しています。
詳細については、以下をご覧ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット保証4号については、令和5年10月1日以降の認定申請分から、資金使途が借換に限定されておりますのでご注意ください。

※経済産業省が都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

特別相談窓口

○株式会社日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日9時～17時）

※創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時～19時まで承っております。

※はじめてお取引いただく方、お取引いただいている支店がご不明な方はこちらへおかけください。

音声ガイダンスが流れた後に、ご希望のサービスメニューの選択番号を押してください。

選択番号	サービスメニュー	事業
1	個人企業・小規模企業の方 創業して間もない方	国民生活事業
2	中小企業の方	中小企業事業
3	農林漁業者等の方	農林水産事業

特別相談窓口

○沖繩振興開発金融公庫

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方を対象とする特別相談窓口を下記のとおり開設しております。

沖縄県で事業を行っている方は、下記の相談窓口までご相談ください。（平日9時～17時）

店舗		電話番号
本店	中小企業資金・生業資金	0120-981-827 098-941-1785
	生活衛生資金	0120-981-827 098-941-1830
	農林漁業資金	0120-956-318 098-941-1840
	ご返済に関するご相談	0120-964-594 098-941-1815
中部支店		098-989-6511
北部支店		0980-52-2338
宮古支店		0980-72-2446
八重山支店		0980-82-2701

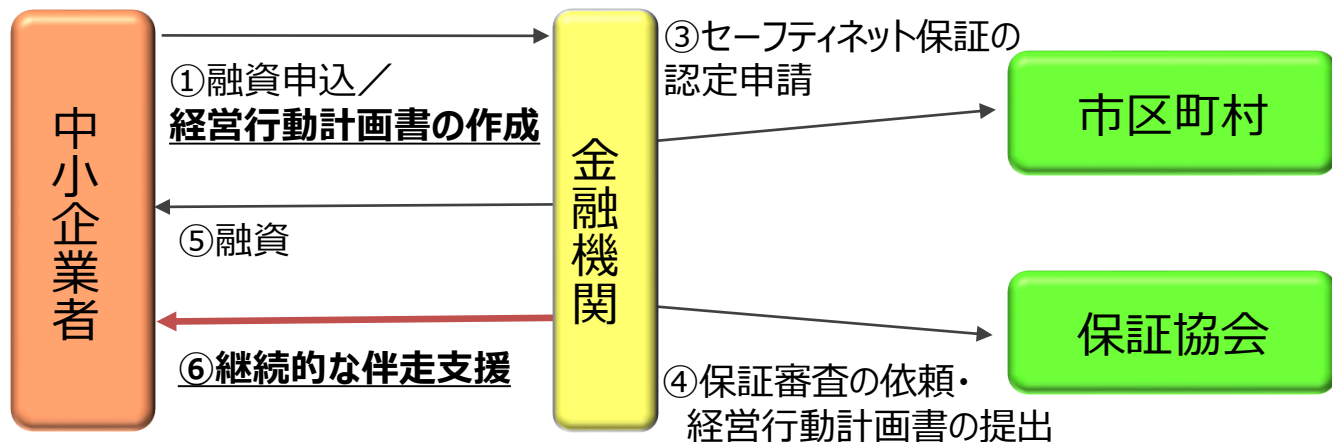
コロナ借換保証

新型コロナウイルス感染症の影響等で債務が積み上がった中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応できる信用保証制度です。

- 保証限度額 : 1億円 (100%保証融資は100%保証で借換え可)
- 保証期間 : 10年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%等 (国による補助前は0.85%等)
- 保証人 : 代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)
- ご利用要件 : 次のいずれかに該当し、かつ経営行動計画書を作成のうえ、金融機関の継続的な伴走支援を受けること
 - ・セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けていること
 - ・売上高又は売上高総利益率/営業利益率が5%以上減少していること

ご利用の流れ (一例)

②与信審査・書類準備



経営改善サポート保証(感染症対応型)

早期の事業再生を後押しするため、経営サポート会議（※）や中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、据置期間を最大5年に緩和したうえで、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。

※経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

- 保証限度額 : 2億8,000万円
- 保証期間 : 15年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 0.2%
(国による補助前は原則0.8% or 1.0%)
- 保証人 : 代表者は一定要件
(①法人・個人分離、②資産超過) を
満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)
- 保証割合 : 責任共有保証 (80%保証) 。
ただし100%保証およびコロナ禍の
SN 5号からの借換については100%保証。

メモ欄

MINISTRY OF
FINANCE



財務省

